

南島原市安全・安心まちづくり条例

平成 19 年 6 月 26 日

条例第 27 号

(目的)

第 1 条 この条例は、個人の生命、身体又は財産に危害を及ぼす犯罪の防止に関し、市民が安全に、かつ、安心して暮らすことができるまちづくり（以下「安全・安心まちづくり」という。）について、基本理念を定めるとともに、市、市民及び事業者の責務を明らかにし、安全・安心まちづくりを推進することにより、市民並びに本市来訪者等が安全で安心して暮らし、又は滞在することができる地域社会の実現を図ることを目的とする。

(基本理念)

第 2 条 安全・安心まちづくりは、市、市民及び事業者が地域の安全は自ら守るという意識の下に、それぞれの責務を果たしつつ密接に連携し、かつ協力することにより行われなければならない。

2 安全・安心まちづくりは、犯罪から得た教訓及び経験を日常生活の中に生かし、次世代にこれらが継承されることを目的として行われなければならない。

(市の責務)

第 3 条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、安全・安心まちづくりを推進するため、市民意識の高揚のための啓発活動、情報の提供、知識の普及、市民の安全と安心を確保するための環境整備等の必要な施策を実施しなければならない。

2 市は、前項の施策の実施に当たっては市民及び事業者（以下「市民等」という。）の意見を十分に反映させ、常に国、県その他関係機関及び関係団体（以下「関係機関等」という。）と密接な連携を図るよう努めなければならない。

(市民の責務)

第 4 条 市民は、基本理念にのっとり、家庭、地域、学校等及び職場における機会その他のあらゆる機会をとらえて、安全・安心まちづくりを推進するよう努めなければならない。

2 市民は、日常生活における自らの安全確保のため、積極的に安全・安心まちづくりに関する活動等に参加して、必要な知識の習得に努めなければならない。

3 市民は、市がこの条例に基づき実施する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、当該事業者が所有し、占有し、又は監理する施設及びその事業活動に関し、自らの安全の確保に努めるとともに、その事業活動におけるあらゆる機会をとらえて、安全・安心まちづくりを推進するよう努めなければならない。

2 事業者は、その従業員の安全・安心まちづくりに関する意識を高めるため、必要な知識の習得が図られるよう努めなければならない。

3 事業者は、市がこの条例に基づき実施する施策に協力するよう努めなければならない。

4 事業者は、犯罪の発生時においては、被害者の救助、関係機関等への通報を行う等、安全確保のための適切な措置を講ずるよう努めなければならない。

(地域安全まちづくり活動)

第6条 市民等は、自主的に又は自発的に地域の安全を確保するための活動（以下「地域安全まちづくり活動」という。）に積極的に取り組み、助け合いの精神に根差した良好な地域社会の構築に努めなければならない。

(市民等に対する支援)

第7条 市は、市民等が行う地域安全まちづくり活動を促進するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(補則)

第8条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。